1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。)第5条に基づき、平成30年7月21日付けで行った「1.瀬戸市立古瀬戸小学校、同本山中学校において、一貫校関係の提案、伝達、指示等々がなされた時の職員会議録(関係「資料」を含む。2015.4.1~の分)」(以下「本件対象文書」という。)の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会(以下「処分庁」という。)が平成30年8月6日付け30瀬学教第968号で行った開示決定の処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成30年7月21日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が平成30年8月6日付け30瀬学教第968号で行った開示決定の処分について、開示された公文書以外に公文書が存在するはずであるとして、それらの公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張するその主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- ア 平成28年12月22日開催の第3回瀬戸市小中一貫校施設整備委員会の次第及 び同委員会に提出された資料の「資料番号4」には、「教職員への周知」「職員会議 等で校長が説明」等が記載されている。
- イ 一貫校、一貫教育という本市において最初で、かつ重要な取組みであり、市立小 中学校教職員に対し当然、職員会議で伝達、議論等がなされたと思われる。
- ウ 開示請求の対象の2校は、一貫校へ統合される学校である。在籍する子どもたち に直結する問題であり、特に時間をかけて、伝達、議論等がなされたと考えられる。
- エ 古瀬戸小学校校長は、一貫校対象校の校長であり、施設整備委員会委員であるため、委員会の議事等を踏まえ、自校教職員へ十分な周知等を行ったものと考える。 そのような場面は、職員会議以外考えられない。
- オ よって、開示された文書以外に、請求対象文書は存在するものと考えられる。

3 処分庁の弁明の趣旨

処分庁の弁明は、おおむね次のとおりである。

ア 一貫校関係の提案、伝達、指示等については、学校職員間において職員会議以外で も情報共有を図っているが、審査請求人が主張する開示された公文書以外の公文書は、 不存在のため開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

平成30年 7月21日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

平成30年 8月 6日 処分庁は公文書開示決定をし、通知書を送付

平成30年 9月19日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出

平成30年10月15日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼

平成30年10月31日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

平成30年11月14日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼

平成30年11月21日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出

平成31年 2月 6日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

平成31年 2月 6日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付

平成31年 3月 8日 審査

5 審査会の判断の理由

(1) 本件対象文書の保有の有無について

ア 審査請求人は、次のように主張している。小中一貫校、小中一貫教育は、本市において最初で、かつ重要な取組みであり、各小中学校教職員に対し当然、職員会議で伝達、議論等がなされたと思われる。また、平成28年12月22日に開催した第3回瀬戸市小中一貫校施設整備委員会(以下「準備委員会」という。)の次第及び同委員会に提出された資料の「資料番号4」には、「教職員への周知と意見収集」が行われ、「12月の校長会議において、教職員の理解状況を把握し、疑問点等を収集する。」、「1月校長会議において、教職員向けの説明を配付する」、「各校の職員会議等で校長が説明する。同時に意見収集用紙を配付する」、「2月上旬までに用紙を回収し、事務局にてまとめる」と記載があるため、「職員会議録」の開示を求めたのである。

イ これに対し処分庁は、次のように説明している。小中一貫校関係の提案、伝達、 指示等については、学校職員間において職員会議以外でも情報共有を図っているが、 審査請求人が主張する開示された公文書以外の公文書は、不存在のため開示するこ とはできない。 ウ そこで、本審査会は、処分庁において、開示した公文書以外の公文書は未作成で あり不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。

本件対象文書について、処分庁は、小中一貫校及び小中一貫教育については、そもそも未決定の事項も多く、伝えられる情報が少ない状況ではあるが、伝えられる情報は、職員会議の中で校長から伝達していると述べながら、職員会議の議事録、説明時の配布資料等については作成していないと述べており、したがって、本件対象文書は不存在であると判断せざるを得ない。

もっとも、小中一貫校及び小中一貫教育は、重要な取組みであり、その事業を進めていくために、各小中学校教職員に対し、当然情報共有を図っているはずであり、また、そうすべきものと考えられる。準備委員会の式次第や議事録中にも、繰り返し、各小中学校教職員に対する周知、情報共有を行う予定やこれが行われた旨の記載が存することは審査請求人も指摘するところである。

審査請求人においても、要は、各小中学校教職員に対し、どのように情報共有が 図られたのかを知りえる情報の開示を求めているのであり、その求めるところは、 必ずしも、本件対象文書に限定されるものはないことがうかがわれる。

そのため、本審査会は、本件対象文書に限らず、各小中学校教職員に対する情報 共有の方法、また情報共有を図るために作成された文書若しくは情報共有が行われ たことが確認できる文書並びにこれらの保存状況について、処分庁に対して確認を 行った。

処分庁は、他には小中一貫校に統廃合される小中学校の教職員が集まる会議を開催し、今後の学校での行事等について意見交換等をしており、情報共有を図っているが、議事録等は作成していないとの説明であり、結局、各小中学校教職員に対する情報共有の方法、また情報共有を図るために作成された文書若しくは情報共有が行われたことが確認できる文書の存在は認められなかった。

エ したがって、当審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、処分 庁は審査請求人が求める本件対象文書を保有していないと判断せざるを得ないとの 結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

- ア 当審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、情報公開制度の充実を図り、市民への説明責任を果たしていくためには、公文書の適正な管理が不可欠である。
- イ 本件においては、処分庁は、小中一貫校及び小中一貫教育の重要性を考えた場合、 各小中学校教職員に情報共有を行うことは当然のことであり、情報共有を図るため の資料や、情報共有を図った会議等の議事録等の文書を作成し、保存する必要があ ると考えられる。

また、処分庁においては、開示請求人が開示を求めている意図や趣旨を十分に確認し、公文書の特定をする必要があり、当該公文書が不存在等の不開示事由に該当すると判断する場合は、その理由を明確に説明するよう努められたい。